

第3章 中国の年金制度ケーススタディ

第2章では現行の年金制度の基本的な仕組みについて説明を行ったが、本章では実際に年金制度がどのように運営されているのかを検証するため、湖南省長沙市、広東省深圳市、遼寧省瀋陽市の3市を訪問し、その実態調査を行った結果を取りまとめた。それぞれの都市の選定理由については、次のとおりである。

- ①湖南省長沙市は、中国沿海部より内陸に位置し、都市の経済状況等が、平均的であると思われることから、一種の基準点となると考えた。
- ②広東省深圳市は、経済的に先進グループに属する都市で財政的に裕福であり、かつ現役労働者数に比べ退職者数が各段に少ないなど、社会保障財政面でも最も恵まれている都市であることから、現行制度の枠組の中でも最も先進的な取り組みがなされている可能性があることから選定した。
- ③遼寧省は旧体制時代に中国重工業の中心として発展した省であるため、省内の退職者数が多省に比べて多い。特に瀋陽市は経済面で国有企業に頼る割合が高い旧工業都市であり、現役労働者数に比べ退職者数が多いなど「不利な」条件にある。現在、中央政府としても遼寧省のそうした悪条件を解消すべく遼寧省モデルの年金制度改革を行っていることがその選定理由である。

現行の年金制度を改革するため、各地で様々なモデルが試行されてきたが、遼寧省、特に瀋陽市は年金保険制度の負担に最も苦しんでいる地域であり、この改革モデルにより中国の年金制度の現状をどこまで改善することができるのかが注目される。

第1節 長沙市における事例（取材時期：2003年2月）

本節における長沙市の年金制度については、特に断りのない限り、長沙市労働・社会保障局の佘正林副局長からの説明に基づいている。

1 長沙市に関する基礎統計

長沙市は5区4県で構成されており、その面積は11,819k m²で1999年末現在の人口は582.47万人、そのうち市街地（面積556k m²）に171.46万人が居住している。（湖南統計年鑑2000[湖南省統計局編]）。勤務している職工（職員及び労働者）数は、約70万人となっている。なお、職工には、農民及び農村に立地する郷鎮企業従業員、私営企業の従業員は含まれない。また退職者、失業者は合計で約26万人いる。

2002年末現在で、養老保険制度に加入している企業等の単位は、5,208単位あり、保険加入者数は、40万人となっている。そして、保険に加入していた定年退職者は16万人いるが、全員が年金を受給できている。加入している単位を、企業の種類別に見ると、国有企業、香港、マカオ、台湾の各資本による企業は、全てこの保険に加入している。また、個人経営企業については、70%が加入している。加入者全体の保険料徴収率は、95%となっている。

2 年金制度関係機関

長沙市政府においては、社会保障の監督役として、社会保障委員会を設置している。

非常設の委員会で必要に応じて召集され、市長が委員長（主任）となり、他の委員には、社会保障局、財政局、経済委員会、人事局、総工会（労働組合）等の5部門のトップが就いている。この委員会は、①企業の従業員の養老保険制度を審査・監督する、②社会保障の重要政策を研究・制定し、保険料の収支を管理する仕事を行っている。

その下部組織として、養老保険保険料の収支について監督するために社会保障基金監督処を設けている。所属する人員は、市には6名、県（区）には各2名が所属しているので、合計24名が専任のスタッフとなる。

長沙市の養老保険制度にはまだ不備が多く、社会保障制度の発展と完備を目指すため、①企業から分離し独立・社会化させる、②資金源を多様化する、③制度を規範化する、④管理及びサービスを社会化するという4つの目標を掲げている。

ここでいう「社会化」とは、これまで定年退職者に関する事務は、すべて労働者・職員の勤務先である「単位」が行ってきたが、こうした事務は企業経営上もコストがかかるため、企業から分離し、社会保障機関に移行させることを指す。この目標に沿って、住民のコミュニティとして組織された「社区（居民委員会）」に社会保障管理センターを設置し、養老保険関係の事務を任せることとしている。こうした社区がいくつかまとまって形成される地域を監督するのが、行政の末端組織である「街道」である。この街道には社会保障管理サービスステーションを設け、社会保障管理中心への管理責任を持たせている。なお、この社会保障管理サービスステーションでは他にも失業者の再就職斡旋等の業務を行っている。

こうした「社会化」は年金関連に限ったことではなく、従来、所属していた単位が退職後も管理していた档案（注）は、現在では社区が管理し、各種の証明書を発行するようになった。また、退職者の健康管理の一環としてレクリエーションを行うほか、習い事などについても企業から社区へと実施主体が移行した。

街道は、市内に58あり、各街道毎に社会保障サービスステーションが設置されているが、そのステーションの職員の定員は5名となっている。

また、市内に386ある社区（居民委員会）に置かれた社会保障管理中心の定員は3名となっている。

こうした職員の人件費及び事務経費の財源を、徴収した年金保険料に求めることは禁じられているため、市財政によって賄われている。なお、職員は公募により資質の優れた人を募集し、統一試験、身体検査などを経て採用している。

（注）档案とは、小学校卒業時から本人が所属する単位の人事部門が作成する履歴書で、本人の出身家庭、各種賞罰、学業成績、勤務評価などが記載されている。一般農民以外の全ての中国人について作成される書類であり、通常その内容を本人が確認する事はできない。

3 年金事務

先に述べたように、長沙市では社区が高齢者に対してサービスを提供するようになり、

退職者に対しては、社会保険の徴収、申請以外にも、保険加入者の死亡確認も行う。ただし、個人からの保険料の徴収は給料からの天引きなので企業が行い、国有商業銀行の口座に振り込む。また、企業勤務以外の労働者からの保険料徴収方法は、タクシーの運転手の場合には年度検査の際に交通警察が徴収し、個人企業の場合は税務局、自営業は工商局、輸送業者は運輸部門にそれぞれ保険料を納める。このように他の機関の協力を得て、年金保険料の徴収率アップを図っている。

こうして徴収された保険料は、各個人の給料の28%相当額であるが、企業が、20%分を負担するため、各個人は8%を給料から天引きされ、各個人の年金口座に積み立てていくことになる。このとき、企業負担の20%分から、3%分を個人口座に振り分けて積み立てて行くため、実際には各個人の年金口座に給料の11%分が積み立てられて行くことになる。従来は、企業が全額負担していたが、1995年に国務院が発表した「企業従業員の養老保険を改革する決定」に基づいて個人負担が全国的に統一された。

2002年からは従来の完全賦課制から、社会プールと個人口座の分離による積立制へと切り替え、養老年金額を調整するシステムを構築するとともに、養老保険の給付額の計算方法についても見直した。

長沙市における各種の社会保険料徴収方法は、銀行に委託して保険料を納めさせるものであり、保険加入企業は銀行に設けられた口座に保険料を納める。

また、労働・社会保障局の職員は、加入している企業を定期的に訪問し、従業員数、給料額等の実態を検査する。また、加入した企業が納付義務を果たしているかどうかについても調査する。その結果、未加入の企業や保険料未払いと判明した企業には行政処罰を行う。このとき、保険加入企業が、納付期間内に口座に振り込まなければ、職員が、該当企業を訪問して督促し、保険料滞納の場合には行政処罰として1日につき0.2%の延滞金を徴収する。それでも納付しない企業や保険未加入の企業に対しては人民法院(裁判所)に提訴し、強制的に支払わせる。

養老保険の場合には、こうして徴収した保険料のうち各個人口座積立分を除く保険料が社会プールに積み立てられるが、収入・支出を分けて専用口座を設けている。具体的には社会保障局が銀行に設けた専用口座に企業が保険料を振り込む。その保険料は毎月8日に財政部が管理する口座に移される。その後、保険料を退職者に支出するために別の口座に移した上で、最後に各人の口座に振り込まれる。このように、行政内部で口座を3段階に移して行く理由は、その都度、各行政部局によるチェックが行えるようにするためである。

また、社会プール基金の運用方法としては口座の利子や国債の購入が現在認められており、これ以外の方法(株式など)による基金運用はリスクが高いこともあり、一切禁止されている。

4 問題点・今後の課題

前述のとおり現在の給料に対する年金保険料の負担率は、企業20%、個人8%となっている。この比率は現役労働者の負担で退職者を養うため全国一律であるが、内陸都市

の経済水準から考えると企業・個人にとってその負担は重い。

また、現行制度では保険料を15年間納めた者は定年後に年金を受給できるが、そうでない場合には、年金の受給権は発生しない。就職していた従業員が失業した場合、その間の保険料については給料からの天引きができないので、復職するまで保険口座は一時停止され、再就職後に再度保険料を納めていくこととなる。

年金を受給できず、最低生活ラインを下回る人については、国家が1ヶ月当たり180元の最低保障を行う。夫婦のうち1人だけしか年金を受給できない等の理由で、収入が最低生活ラインを下回る場合は、市がその差額を補充する。なお、こうした最低保障の財源は、社会保障基金ではなく、市の財政で補填する。1997年に個人の保険料率が統一されたが、毎年増え続ける退職者数に対して、仮に基金が不足した場合にもその不足分を市政府の財政から補填することとなる。また、個人積立口座が不足した場合も、全て市財政の負担となる。

年金は保険料を規定どおり納めれば、退職後は死亡するまで受給が可能で、現時点の最低補償額も600元と最低生活保障の180元より高額なため、労働者にとっては有利である。なお、この最低補償額は16万人いる退職者のうち、1995年以前から働いていた「老人」と「中人」がその約7割を占めるが、その年金額（現役時代の76%に相当）から設定したものである。

年金の受給は、退職者が他の都市に引っ越して行く場合もあるため、すべて銀行または郵政貯蓄処の口座に毎月振り込むこととしている。そうした受給者の生存確認は、現在のところ郵送による書類確認で行っている。

社区における死亡確認については、直接訪問により確認しているのが現状だが、将来的には個人識別に指紋を利用する予定であるため、現在、定年退職者の指紋を採取している。いずれは、そうした個人情報やICカードに入れて各人が持つことになる。

長沙市の養老保険制度は開始時期が遅かったため不備はまだ多いので、現在の養老年金制度を改善の上、2～3年後には全市に普及したいという目標がある。しかし一方で、個人経営の企業の加入率が低いという問題もあるため、現在も税務、工商、公安部局といった他の政府部門と協力して、養老保険の普及と未納、滞納などに対する処分に力を入れている。

退職者に年金を支給する場合、その退職者が別に仕事を見つけていても、年金は減額されること無く満額支給されるが、800元以上の収入があれば、個人収入調節税（所得税）が課せられるので、そこで大きくはないが減額はされることとなる。

長沙市においては市レベルで保険料を管理している。中央政府は、省級プール、さらには国家級プールと大きくまとめていきたいが、市級プールに留まっている。ただし、湖南省では各地区のプールから0.5%を省に上納させ、その資金を年金基金の財政状況が厳しい地域に再配分している。

長沙市は省内では財政的にも経済的にも恵まれているので、省級プールが実施されると他地域の年金支出を負担する側となる。しかし辺境の都市経済は発展が遅れている上、退職者の生活も困窮している以上、こうした動きは避けられない。沿海部と内陸部にも

経済格差があるので、全国級のプールを実現してもらいたいと考えている。

5 その他

長沙市の社会保障には、養老保険、失業保険、医療保険、労災保険がある。生育（出産）保険については、昨年から制定作業を始めている段階のため当市では未実施となっている。

また、公務員も養老保険に加入しており、保険料は給与の32%を所属先が、4%を個人が負担している。長沙市の場合、公務員の所得の基数（ベース）が高いため、給付額も一般の単位の労働者に比べ2倍以上となっている。これからどうなっていくのかについては、まだはっきりとしていない。

第2節 深圳市における事例（取材時期：2003年2月）

本項における深圳市の年金制度については、特に断りのない限り、深圳市社会保険管理局の葉齊招副局长からの説明に基づいている。

1 深圳市に関する基礎統計

深圳市は、6区で構成されている。広東統計年鑑2000（広東省統計局編）によると、深圳市の面積は1,949平方キロ、1999年末現在の人口は約120万人、私営企業に勤務する者も含めて、勤務者数は、約93万人となっている。

現在、養老保険制度に加入している労働者数は230万人（うち都市戸籍保持者は60万人）となっており、企業別の保険加入率を見ると、国有企業、香港、マカオ、台湾の各資本による企業については100%、個人経営企業については70%が加入している。加入者全体の保険料徴収率は95%となっている。

2 年金制度関係機関

深圳市の労働者に対する社会保障は、基本的に全国の他の都市と同様となっている。具体的には、①社会保険部門が担当する社会保険（養老保険、医療保険、労災保険、生育保険、失業保険の労働者に関する保険）②民生局の担当である最低生活保障③（国有）企業が行う企業従業員基本生活保障（定年になっていないのに生活の困難に直面した従業員への対策）の3つを中心としている。③については、基本的に企業は従業員の生活を保障してきたため、実質的に失業者に対するものである。ただし、失業期間が2年以上となった者に対しては、失業保障は打ち切れ、民生局が担当する最低生活保障が適用されることになる。

深圳市における社会保険担当機関は、深圳市社会保険管理局である。長沙市と異なり、深圳市では社会保障における社区の役割はほとんど無く、保険管理局は市の各区に分局を置いている。保険管理局や分局では各種の申請や問合せができるようになっており、分局では多くの労働者が手続き等を行っていた。

社会保障の窓口業務を行うのが分局だけでは、社区に比べて網の目が粗くなるため、

その対策として、市社会保険管理局では市、区（県）、鎮、街道の行政機関にスタッフ合計 600 人強を配属している。これにより各行政機関も保険加入者の窓口としての機能を果たすことが可能になっている。なお、こうして派遣されたスタッフは公務員身分を持っていない。

これ以外にも、保険管理局では保険加入者からの問合せに 24 時間体制で対応する電話相談センターを設けている。ここではオペレーターが対応する以外に、定型的なものであれば、コンピュータ音声による回答もできるようになっている。このように問合せに迅速に対応できる理由は、保険加入者の本人確認が可能な個人情報のデジタル化が進められていることにある。各個人には指紋データ入りのカードを配布しており、カード記載の番号によって各個人のデータをコンピュータから引き出すことができるようにしている。また、郵便による書類提出等の受け付け体制も整えられている。

3 年金事務

中国の社会保険制度改革は 80 年代から始まり、深圳市では 1982 年から開始された。改革以前の制度は、定年退職後、給料のランクに応じて定められた代替率により給付していく国家保障システムであった。このシステムでは、退職金についての積立を行っていなかったため、企業の経営コストから差し引くという一種の賦課制で行っていた。しかし、企業の経営状態などで不公平が目立つようになり、市場経済を実施しつづけるため改善を図った。このとき、①養老保険の経費を誰がどのように負担するのか。②等級賃金から給付制にどのように移行するのか、という 2 つの難問があった。この問題に対処するため、①については、賦課制から社会プール制へ移行し、国、企業、従業員の三者負担に変更した。この時、現在中国で実施されている社会プールと個人口座の両者を用いる方法を採用したが、この方法は、深圳市が中国で最初に導入したとのことである。②については、給料のランクに応じて給付する従来の方法から、給料の金額を基に、一定の計算式により算出した額を給付金として交付する制度に変更した。ただ、当事務所職員訪問の折に計算式の項目等、内容を質問してみたが、はっきりとした回答が得られなかった。

深圳市では、深圳市の労働者平均年齢が 38 歳と若く、養老保険加入者 230 万人に対して、退職者は 4 万人と退職者比率が小さい。それに伴い企業の負担も軽くなっている。なお、230 万人の加入者のうち 60 万人が深圳市の戸籍を持つが、残りの者は戸籍を持っていない。これは、正式な許可を得て移住してきた者は戸籍を移せるが、出稼ぎなどで許可無しに移住してきた者はそれができないためである。戸籍を移していれば、個人口座への積立に併せて社会プールにもその分の額が積み上がっていくが、戸籍を移していなければ個人口座への積立のみに留まることになる。また、正式な許可を得て戸籍を移した者は、移住前の勤続期間も保険に加入していたものと見なされるなどの特典がある。

現在では、保険料として基本給料の 13%を納付しているが、その内訳は、個人 5%、企業 8%と、全国最低の負担率となっている。なお、企業負担 8%のうち 6%が個人口座

に積み立てられ、2%が社会プールに積み立てられるため、各個人は他の地域同様、個人口座に、毎月11%を積み立てて行くこととなる。

1998年の養老年金制度統一に伴い、負担割合は全国的に企業20%、個人8%となっているが、深圳市では過渡的措置として、上述の負担率を採っている。

年金受給に必要な保険料納付期間は、年金制度改革前に勤務していた「中人」で10年、改革後に就職した「新人」で15年となっている。この条件を満たした労働者は、男性（幹部を含む）は60歳以上、女性幹部は55歳以上、女子は50歳以上から個人口座積立額の120分の1の額を生涯受け取れる。なお、定年退職時に条件に満たない者に対しては、個人口座積立分を一括して支給することとなる。

また、改革期前から勤務している人は、個人口座への積立金の絶対額が少ないため、過渡的養老年金として、勤続期間を基に、保険料納付期間を計算し、物価指数と賃金上昇率を考慮して給付額を決めている。

現在の年金額は、月平均1,800元となっている。当市の労働者の平均給与が2,160元なので、83%の代替率と言える。給料の上昇率が高いため、給付額の算出公式どおりであれば、代替率130%になるところを引き下げた。将来的には、保険料を35年間納付した者に対して、50%の代替率とすることを目指している。なお、この目標は全国共通であり、年金額の割合も、個人口座から30%分、社会プールから20%分の割合としていきたいとのことであった。

次に、加入者死亡の場合、個人口座の積立分は個人の資産として相続されるため、一時金として払い戻されるほか、①扶養家族1人であれば6ヶ月分、②扶養家族2人であれば9ヶ月分、③扶養家族3人以上であれば12ヶ月分の年金額を一括して支給している。

先述のとおり、退職者の割合が極めて小さいため、定年退職者の医療保険の保険料として社会プールから給料の12%分を負担する制度もある。今後、保険対象者が増加し、この割合では足りなくなった場合には、保険料率を段階的に引き上げる予定である。なお、この保険料率は当初21%で始める予定であったが、対象者が少ないため12%とした。

深圳市においては、定年後他に収入があっても年金給付額の減額は無い。勤続30年で定年退職となるが、国では政策として退職者が新たに職業を持つことを「余熱を発揮する」こととして奨励しているので、減額規定は設けていない。

勤務先の企業が倒産した場合には、社会保障関連の経費をまず差し押さえることができる。ただし、差し押さえた資産で賄いきれない部分については、その額に相当する加入期間が勤続期間の計算から除かれ、新たに職を得たときに、再度支払い始めることになる。ただし、そうした除外期間をなくすため、個人で差額を埋め合わせることはできる。

こうした状況の下、現在の当市の保険料収支は、収入58億元、支出28億元と、大幅な黒字である。

また、長沙市が社会保障基金の0.5%を湖南省に上納しているのと同様に、深圳市は

広東省に5%上納している。広東省では省級に上納する割合が3%から5%の範囲となっているが、深圳市は最高率となっている。

4 その他の年金

その他の年金として企業補充年金がある。これには3万5千人が加入し、現時点で7億元の保険料残高がある。加入者が3万5千人に留まっている理由は、深圳市社会平均賃金の3倍以上の給与をもらっている者しか対象とならないためであり、7000元以上の収入を得ていなければならず、加入者が少ない。

また、深圳市ではこの他に企業が支出すべき経費として地方手当があり、企業が給料総額の1%相当分を負担し、地方補充年金として積み立てている。これは年金支給時に併せて支給される住宅補助、臨時生活手当の財源に充てられる。

また、1992年から農村養老保険を実施、現時点で約10万人が加入している。深圳市では全域で都市化が進んでいるため、農民の所得も多くこうした制度ができている。ただし、完全な積立方式となっていて、企業負担などはない。通常の貯金との違いは、農村の経済組織が個人の所得分を納付しているところであり、また、この農村養老保険の積立口座は非課税となっている。これは、養老年金の個人口座も同様である。

保険会社が提供する商業保険についても生命保険、養老保険の双方が多くあるようだが、統計データについては把握していない。

第3節 遼寧省及び瀋陽市における事例（取材時期：2003年3月）

本項における遼寧省及び瀋陽市の年金制度については、特に断りのない限り、以下の方々の説明に基づいている。遼寧省労働・社会保障庁養老保険処 李秀義処長、遼寧省社会保険事業管理局 王慎十副局长、瀋陽市労働・社会保障局 金凡副処長、東北医薬工場労働給与処 張肅義処長。

1 遼寧省及び瀋陽市に関する基礎統計

遼寧省は中国東北3省の南部に位置し、古くからの重化学工業都市である省都瀋陽市、国際的な貿易港で日本企業も多く進出する大連市などを擁している。総面積は14.75万k㎡、人口4,194万人(2001年)。2001年の省内総GDPは5,033.08億元で全国7位となっており、産業別では基幹産業である第2次産業が2,440.55億元と最も高く、次いで第3次産業(2,048.09億元)、第1次産業(544.44万億元)の順になっている。一方で、遼寧省には古くからの企業が多いため、省内の退職者数は2001年の統計で292万人、うち国有企業の退職者数も167万人で共に全国トップとなっている。

特に今回ヒアリング調査をした瀋陽市はより深刻な状況にある。瀋陽市は旧体制（計画経済）時代から中国最大の重化学工業基地として当時の中国全体の工業発展に貢献した都市で多くの国営企業を抱えており、その総人口は689.3万人(2001年)となっている。しかし近年は雇用情勢が厳しく、国営、非国営、個人経営などを含めた就職者187.1万人(2001年)に対し、退職者数は63.9万人と省内で最も多くの退職者を抱えている。

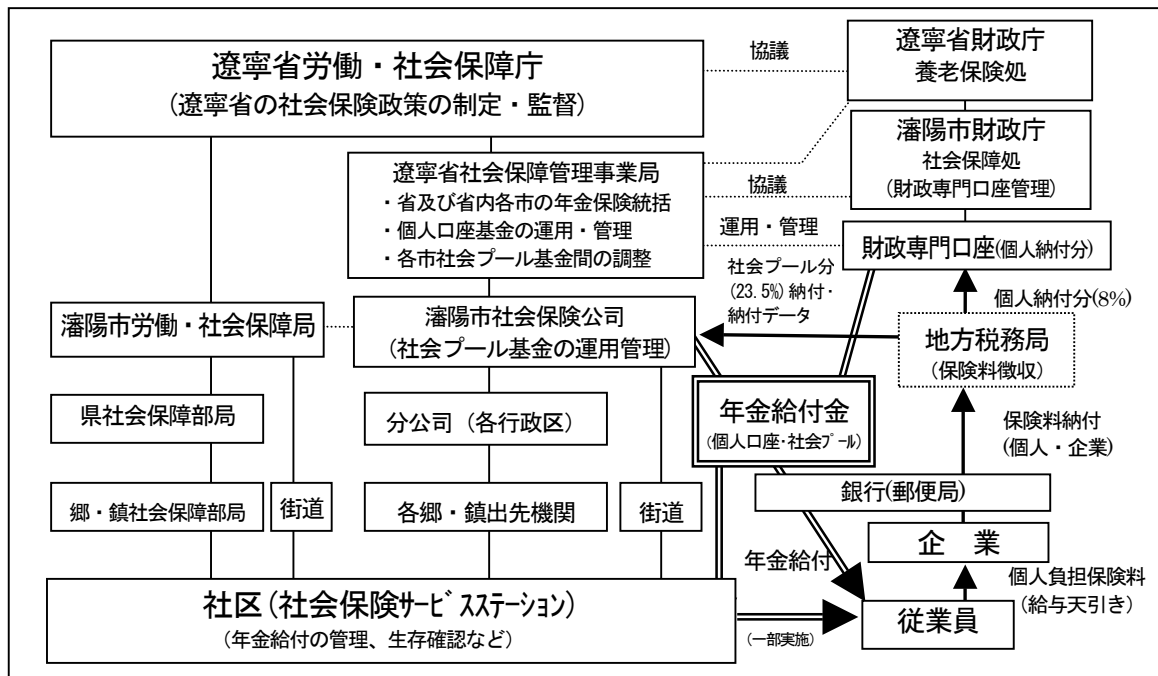
そのため、政府・企業の社会保障関係経費の負担が非常に重く、市財政及び企業経営圧迫の要因となっている。

この他「下崗（シアガン）」と呼ばれる一時帰休（レイオフ）者の数は48.9万人にのぼり、経済・雇用情勢の厳しさを物語っている。特に国有企業は就職者84万人に対しレイオフ者が26.2万人となっている。（一時帰休者は企業と雇用関係は存続するものの、手当が全くもらえないか、もらえてもほんの僅かな場合が多い。）

2 遼寧省及び瀋陽市の社会保障関係機関とその業務内容

遼寧省の社会保険関係を統括する機関としては遼寧省労働・社会保障庁及び遼寧省社会保険事業管理局がある。

(図表 3-1) 遼寧省・瀋陽市の年金保険関係機関



遼寧省労働・社会保障庁は、中央官庁である国务院の労働・社会保障部の下部組織として遼寧省内の市から郷・鎮及び街道（市級政府の末端機関）にいたる各級政府の労働・社会保障機関（市の場合は、労働・社会保障局）を指導監督するとともに、政府の施策に基づいて遼寧省の社会保険関係政策を制定している。

これに対し遼寧省社会保険事業管理局は、社会保障の具体的業務を担う機関として年金保険、失業保険、医療保険など各種社会保険業務の運営・統括と各種社会プール基金の管理を行っている。同管理局は省政府が全額出資する事業単位であり、省労働・社会保障庁と同様に市から郷・鎮及び街道を統括し、その職員数は県級の機関までで3,000人（郷・鎮・街道・社区は含まない）にのぼる。主な業務は年金保険、失業保険、医療保険など各種社会保険の運営・基金の管理であり、下部組織として市級政府にも社会保険事業管理局（市によって名称が異なる。瀋陽市の場合：瀋陽市社会保険公司）が設置

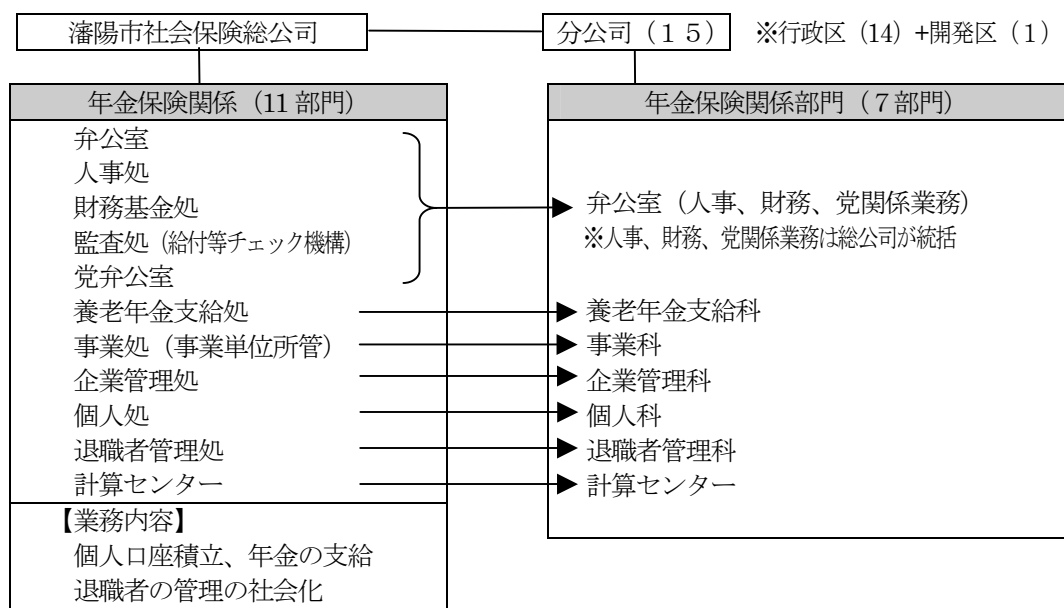
されている。この市級社会保険事業管理局は市内の各行政区にある分公司を統括し、各種社会保険業務のほか、分公司の人事、財務の一括管理を行っている。年金保険について見ると 1984 年に省及び省内各市の養老年金専門所管部局、1986 年に省及び各市の社会保険事業管理局の整備が完了した。

その他関係機関は次のとおりである。

- 各市級政府財政庁社会保障処：社会保障関連の国庫専門口座（基金）の管理を行う。
- 地方税務局：企業からの保険料徴収の一部を行う。これは地方税務局が企業などからの税徴収を行う機関であることから、これまで蓄積されている徴税方法・ネットワークを活用することで、効率的な社会保険料の徴収を行うためである。社会保険事業管理局との徴収割合は各市によって異なるが、大連市の場合は、社会保険公司 50%、地方税務局が 50%となっている。また、丹東市、葫蘆島市では特例として社会プール分を地方税務局が、個人口座分を市保険事業管理局が徴収している。将来的には年金を含む全ての社会保険料の徴収業務を地方税務局に移管する予定である。
- 社区（コミュニティ）：具体的かつ身近な社会保障業務（職員の再就職、年金給付などの管理）を行っている。これにより企業の社会保障関係事務の負担がかなり軽減している。

年金の給付については、給付主体である省社会保険事業管理局が各個人の年金データを記録・管理し、実際の給付業務については、銀行、郵便局、コミュニティ（社区）に委託する「給付の社会化」を実現している。具体的には個人口座への振込、社区にある社会保険サービスステーションでの給付になる。サービスステーションでは本人の戸籍所在地から送られた個人の基本情報をもとに生存確認なども行っている。

(図表 3-2) 瀋陽市社会保険公司組織図



3 遼寧省における年金改革モデル

(1) 年金保険制度改革の背景

遼寧省は前述のとおり瀋陽市をはじめとした古くからの工業都市を数多く有するため、省内に抱える定年退職者比率が他省に比べて極めて高い。特に遼寧省では文化大革命期に始まった「企業養老保険制度」が1985年まで継続しており、改革開放による市場経済化が進む中で国有企業の多くは義務的経費である年金などの各種社会保障費の負担に苦しみ、加えて退職者が少なく保険支出も少ない民間、外資系などの新興企業との不公平な競争にさらされたことで、経営悪化に追い込まれた企業も多い。遼寧省で他の地域に比べ年金保険制度の確立が遅れたのは、上記のような歴史的「負の遺産」を背負って、制度を維持・改革していかなければならなかったからである。

遼寧省は既に60歳以上人口が10%、65歳以上人口が7%と「高齢化社会」に突入しており、省内の年金保険加入者総数734万人（2001年）に対して退職者数が292万人と、2.5人で退職者1人を扶養しているのが現状であり、全国平均（3.3：1）に比べて加入者1人当たりの負担が重い。

中央政府としても遼寧省モデル年金制度改革が成功すれば、他省にも応用することができると考え、「年金制度の企業からの独立」、「社会保障制度の規範化」、「資金徴収ルートの多元化」、「給付の社会化」を柱に積極的に改革を進めている。

(2) 年金制度の整備

前述のとおり国営企業が経営悪化に追い込まれたことで保険料収入が減少し、年金制度自体が機能しなくなるという事態を避けるため、遼寧省では中央政府の支援も得て年金制度改革を実施することとなった。まず制度的な改革を行うための準備段階として組織面（第2項参照）での整備が行われ、次いで制度面でも以下のとおり段階的な整備が行われた。

ア 省級プール統一規定の制定

遼寧省政府は1982年～83年にかけて一部の県で「養老保険社会プール制度」を試験的に実施し、その後も試行錯誤を繰り返した。そして1986年にこれまでの段階的な改革を踏まえた省級プールの統一規定を制定し、将来的な省級社会プールの実現に向けて具体的方針を定めた。その具体的な内容は、以下のとおりである。

①年金保険加入率のアップ

省級社会プール実現のためには、省全体での年金保険加入率アップが不可欠であるため、省内の4都市（鞍山市、丹東市、大連市、錦州市）をモデル都市に指定して、先行的に加入率アップのための方法を試行する。（詳細は確認できず）

②「徴収・給付の社会化」の実施

これは本来ならば社会保険機関が行うべき年金保険料の徴収及び年金の支給を銀行などに委託するものである。年金保険料の徴収については、企業がその負担保険料及び個人負担保険料を銀行に納付し、銀行がこの納付された保険料を社会保険関係口座に振り込むというものである（手数料無料）。そして、給付の際は社会保険事

業管理局（公司）より提供されたデータに基づいて、年金を銀行、郵便局などの各個人口座へ振り込むこととなる。

イ 年金給付額算定方法の改革

1993年には年金保険給付額の算定方法について遼寧省独自の改革を実施した。計画経済下では給与が国の統一基準により決められていたが、新たな労働法の規定により従業員の給与を企業が自主的に制定できることとなったため、年金保険料や給付額についても企業毎にバラバラであった。そのため、保険料率の統一基準を設けて公平な保険料徴収を図ることとした。

この年金給付額の改正については、制度の連続性を保つため3年間の制度移行期間を設けて段階的な導入を図った。改革後に年金水準が低くなった場合には、その差額を3年間給付する。逆に年金水準が高くなった場合には、3年間で段階的に新基準に合わせる。例えば1年目10元、2年目20元、3年目30元、4年目以降は新基準額といった段階的な増額とする。これは、急激な年金額の急増による年金財政の破綻を防ぐための措置である。

ウ 保険料の個人負担の開始

1996年7月からは、企業のみでなく個人も保険料を負担することとなり、個人負担分は個人口座に積み立てられることとなった。この個人口座は社会プールとは分けて管理され、退職後、毎月社会プールから基本年金を受給するほか、この個人口座からその総額の1/120が10年間毎月支給されることとなった。

これにより、国家、企業、個人の3者が共に保険金を負担する社会保障的年金制度、つまり、国家が制度面、財政面で基本年金を保障し、企業・個人が保険料納付を行う相互負担による年金制度が確立した。

エ 付加的年金制度

基本年金（社会プール）、個人口座年金に加えて企業補充養老保険、個人貯蓄型養老保険制度が規定された。企業補充養老保険は一定の条件を満たした企業がその実状に合わせて任意に実施するもので、企業及び従業員個人による全額積立方式を採用している。奨励策として企業の拠出金を必要経費とみなし、賃金総額の4%以内なら非課税扱いにすることも規定されている。また個人も貯蓄型養老保険制度の確立により、民間の商業保険ベースだが、経済力に応じて付加的年金制度に加入できるようになるなど、国家、企業、個人による重層的な年金制度が整備された。

(3) 遼寧省モデル年金制度改革

これまでの準備段階を経て2001年7月に遼寧省モデル年金制度改革が実施されたが、その改革のポイントは以下のとおりである。

ア 保険料率

企業納付分（各都市により異なる）は改革前と変わらないが、社会プール財源を確保するために個人納付分の保険料率を引き上げ、全国统一であった従来の個人口座への積立方法を改革した。これまでは個人納付分（給与の5%）に社会プール（企業納付分）からの6%を加えた11%を最終的に個人口座に積み立てていたが、個人負担分の保険料率を8%に引き上げると同時に社会プールからの繰り入れを廃止した。

（ア）企業納付分の保険料率

企業納付分の保険料率は各市が給付必要額によって決定するため、省内での統一規定はなく、定年退職者数、算定方法などの違いにより各市で異なっている。そのため社会プール自体も市級プールまでの実現にとどまっている。各市の企業保険料率を見ても最低は大連で賃金総額の19%、最高は25.5%の鞍山・撫順となっており、その平均保険料率も22%に達するなど、中央政府が制定する保険料率の目標値20%を上回り、他省に比べ企業の負担も重い。

a 省内での社会プール調整制度

都市によっては高い保険料率にも関わらず企業から納付される保険料額が給付必要額に対して赤字となっている。そのため各市級社会プール間の不均衡を是正するために省レベルでの調節機能も確立させた。これは遼寧省内各市の保険料収入に偏りがあるため、各市から社会プール残高の5%を四半期毎に上納させ、これを瀋陽市など社会プールの残高が少ない市の基金へと分配するものである。（前述の長沙市、深圳市で実施のものと同様の制度）

現段階では、省内各市の年金基金の格差が非常に大きく、省級プールを実現させるのが困難なため行われている調整措置であり、省社会保険管理局と財政庁が協議の上、当期の省保険料収支及び各地の財政状況を勘案して、統一的に調整金給付等の調整を行うものである。それでも資金が不足する場合には、国・各級地方政府が財政補助を行っている。

b 省級プール未実現の要因

省級プール化が実現しない理由としては、まず最も大きな理由として保険料率を統一した場合に、大都市と小都市間で基金規模及び給付需要額などに格差があるので、仮に省級社会プールを実施し、小都市が組み込まれた場合には、小都市はその負担に耐えられなくなる恐れがあることが挙げられる。

次に責任主体を市とすることで、市の主体的な取り組みを促進するという意味で敢えて行わないという面もある。各都市個々の年金基金額については公表できないが、全体的な収支はバランスが取れていないのが現状である。

（イ）個人納付分の保険料率

個人納付分の保険料率は段階的に引き上げており、最初は1%、2000年には5%、2001年に8%となった。これまでも、個人分は個人口座に積み立てられるとされていたが、実際は社会プール分の給付に流用されてデータのみの空口座になっていた。そこで2001年の暫行方法では個人納付分は確実に個人口座で積み立てて、本人に給付することとなった（個人口座管理は省社会保険事業管理局が担当する）。

以前は実質的に企業分、個人分の保険料を社会プールの財源としていたので比較的余裕があったが、個人納付分が完全積立型となったため、基本年金の財源が不足し、中央政府・地方政府の財政支出に依存しているのが現状である。

(図表 3-3) 遼寧省モデル年金制度改革における給付方法

給付の種類	概 要																	
①基礎的年金	各市レベルの年金社会プールより、遼寧省社会平均給与の20%（統一規定）を支給するもので、加入者全員が受給可能である。																	
②付加金	<p>加入者の加入（勤続）年数に応じて基礎的年金に付加されて給付されるもので、加入年数15年を基準とし、以後1年伸びる毎に省社会平均給与の0.6%を毎月の基礎的年金に加算して社会プールから支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加入年数</th> <th>基礎的年金</th> <th>付加金</th> <th>給付合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年</td> <td rowspan="4">20%</td> <td>0%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>3%</td> <td>23%</td> </tr> <tr> <td>25年</td> <td>6%</td> <td>26%</td> </tr> <tr> <td>30年</td> <td>9%</td> <td>29%</td> </tr> </tbody> </table>	加入年数	基礎的年金	付加金	給付合計	15年	20%	0%	20%	20年	3%	23%	25年	6%	26%	30年	9%	29%
加入年数	基礎的年金	付加金	給付合計															
15年	20%	0%	20%															
20年		3%	23%															
25年		6%	26%															
30年		9%	29%															
③個人口座	個人負担分（賃金の8%）による積立金とその預金利息を定年退職後に毎月1/120ずつ支給するもの。10年後に残高が0となるため、それ以降については社会プールから同水準の年金を毎月支給する。																	
④各種生活補助金	市級地方政府が地域の物価指数などにに基づき、年金生活者の生活に影響が出ないよう、生活補助金を追加支給するもの。財源は社会プールからとなる。																	

イ 年金支給の改革

年金の支給方法も見直しされ、図表 3-3 のとおり基礎的年金、勤続（加入）期間に応じた付加金、個人口座、各種生活補助金が規定された。

①の基礎的年金は省社会平均給与の20%と非常に低い値となっているが、これにより現在の社会プールの維持と安定した年金給付を実現できている。③の個人口座分を合わせると1月当たり平均で現役時給与の85%程度の代替率となる。

特に②付加金は職員の保険加入年数を給付額に反映される制度として、保険加入を促進することで広範な社会プールを実現させるためのもので、勤続（加入）年数が長いほど給付金が増えるため年金保険加入のインセンティブとなるものである。

また、④各種生活補助金は、一種の社会調整機能として、年金生活者の生活を守るという意味でも非常に重要な役割を担っている。

②、④については全部、また③については10年後以降の給付が全て社会プールを財源として給付されるため、加入者側からすれば納めた保険料以上の年金支給を受け

られることから、従業員への年金加入に対する意識を高めることができる。それと同時に、社会保障に対する意識の高まりから従業員の社会保険料納付に対する目も厳しくなり、企業、特に新興企業においても保険料の滞納、未納等が減ることが期待される。

ウ 失業者数の増加と個人加入

2002年にレイオフ労働者と企業との関係を解消させて、完全な失業者とすることで失業保険の給付を受けさせると同時に、年金保険にも個人名義で加入させた。2000年の新規年金保険加入者数37万人に対して2002年は134万人となり、新規加入者数が100万人程度増えたが、これはレイオフ労働者が完全に失業し、個人で失業保険に加入したためである。

個人で加入することとなってもこれまでの勤続年数と企業が納付していた保険料を継承することができる。低所得者層の年金保険加入を促進するため、給付待遇は企業従業員と同一とするが、保険料納付率において優遇を行う。具体的には個人加入の場合、各地域の前年度社会平均給与の60%~300%間でランクを設定し、個人口座分8%、社会プール分10%の合計18%（企業従業員の場合は本人給与の個人8%、企業22%<省平均>の合計30%）を納付する。個人が収入レベルなどに併せて加入することができ、失業後も保険料を払い続けて受給条件を満たせば、年金を受け取ることができる。

エ 社会プール基金の運用方法

社会プール基金の運用は各市単位で行われており、その方法としては、現在のところ銀行預金（定期預金、協議預金）または国債を購入することのみ可能である。

このほか株式購入、重点建設プロジェクトへの投資などが考えられるが、いずれもリスクが高く、導入は見送られている。「協議預金」とは、各国有銀行の利率がそれぞれ違うため、ある程度の金額を預ける条件で各銀行と協議を行い、最も利率の高い銀行に預金するというものである。人民銀行の規定により利子が全国一律の普通定期預金とは異なり、資金運用・安全性という意味でも優れている。

社会プール基金の一部を運用に回すため、使用可能な基金がどうしても給付支給額を下回ってしまい、政府の財政補填が必要となってくるが、基金を積極的に運用し、運用益を増やすことで将来の財政負担を減らすよう努力しており、この意味でも効率的な資金運用が重要な鍵を握っている。

オ 農村戸籍所持者の処遇

遼寧省では、農村戸籍を持つ者が都市部に出稼ぎに来た場合でも都市部年金保険制度でカバーしており、仮に職場を転々としても、続けて年金保険に加入し、15年間保険料を完全に納めるといった諸条件を満たせば、都市部労働者と同じ条件で給付を受けることができる。しかし、農村に戻り、保険料納付が15年未満の場合には、その個人口座積立金を企業積立分も含め一括還付することとなる。（以前は民政庁が所管していたが、現在は労働・社会保障局が所管）

(4) 遼寧省における付加的年金制度の現状

企業補充年金制度は、遼寧省労働・社会保障庁と財政庁が共同で企業年金実施暫定方法を規定の上実施しており、経営状態が良い企業からは積極的に参加がある。中央政府では各企業での導入を奨励するために、給与総額の4%以内の企業年金拠出金については非課税としており、遼寧省ではその拠出率を4%としている。個人積立年金については、商業保険に任せており、政府は関与・助成等を一切していない。

(5) 不正受給の防止

本人が死亡しているにも関わらず家族が受給を受けるといった年金の不正受給を防ぐため、遼寧省の関係部局が共同で退職者のデータベースを作るとともに、以下のような制度を設けている。

①死亡申告制度、②検挙摘発制度、③制度認定制度（社会保障局の末端組織である社区などのコミュニティに社会保険事務を委託し、社会保障担当職員がその状況を報告する）、④支給機関による認定（連続6ヶ月間本人が給付を受けていないと思われる場合は報告し、それを受けて社会保険機関が調査を行う）、⑤指紋認定制度（指紋データベースを作成し、年に1回データベースの指紋と受給者の指紋とを照合する。）⑥戸籍の抹消による認定（民政・公安部門、火葬・戸籍所管部門がデータを社会保険管理局に提供する。）⑦資料認定（年金受給者が他地域へと移転した場合には、その移転先の公安から本人の生存確認などの情報を受け取る）⑧実地訪問による認定（人件費などの面でコストがかかるため、最終的な手段）

4 瀋陽市の年金保険制度

(1) 瀋陽市年金保険の概況

瀋陽市は東北三省にある旧工業基地を代表する都市で、第2次産業労働者の比率が45.7%（2001年）と依然高く、年金保険加入者137.1万人（2001年）に対して年金保険受給者も63.9万人（2001年）と他の都市に比べてはるかに多い。特に50年代に就職した労働者、いわゆる「老人」（第2章第2節2の(2)参照のこと。）が多いなど、現役に比べて退職者のウエイトが高い。

そのため、年金保険料率も31.5%（企業：給与の23.5%、個人：給与の8%）と省内でもかなり高いレベルに属している。

現在は「一層の市場開放による企業数増加とそれによる保険料収入の確保と保障レベルの確保」が当面の課題となっており、2020年までに「全面小康社会（誰もがある程度のゆとりをもって生きられる社会）」を実現するという国家目標実現のために社会保険、特に以下の2項目の実現に力を入れている。

①退職者に対する年金を遅滞なく定額どおりに支給すること。

②国有企業のレイオフ労働者の基本生活費を確保すること。

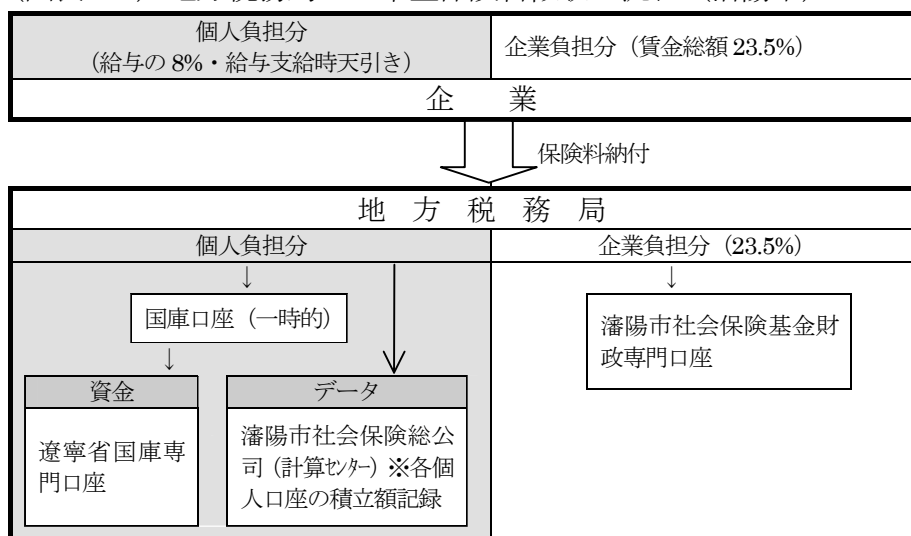
(2) 瀋陽市の年金保険制度

瀋陽市年金保険制度の沿革としては、1996年まで企業年金保険が実施され、1997年より現在のような国・企業・個人3者負担による社会プール制を導入した社会保障制度となった。その背景には市場経済の確立があり、養老保険の加入率も拡大した。計画経済時代の国有企業中心から外資・三資企業、個人経営者などへと保険加入も広がり、そのカバー範囲は現在あらゆる職種に及んでいる。

瀋陽市の具体的な給付条件としては、保険料率が前述のとおり31.5%（個人・企業負担のトータル）、給付年齢は男性60歳、女性50歳（幹部55歳）で、在職期間中に保険料を15年以上払っていることが条件となっている。1996年までは企業のみ保険料を納付していたが、以後は個人も納付し、国・企業・個人による相互負担が実現した。

2001年7月には瀋陽市でも遼寧省モデル社会保険制度改革が始まった。瀋陽市でも個人負担率を5%から8%に上げて個人口座への積み立てを本格的に開始したが、年金財政の状況から社会プールからの3%分の拠出は実施せず、個人負担分みの積立となっている。更に給付の算定方法の見直しとともに保険料徴収を地税局が行うことによる徴収強化を図っている。保険料の未納、滞納の場合には、罰金、滞納金（保険料額の0.2%）を徴収することとしている。

(図表 3-4) 地方税務局での年金保険料徴収の流れ（瀋陽市）



社会プール基金については、各市で国債購入や協議預金により運用している。個人口座積立金の運用も以前は各市が国有商業銀行で国債を買うなど独自で運用していたが、モデル改革後は省の社会保障事業管理局に納め、省が一括で管理・運用している。

銀行口座振り込みによる年金給付の社会化も完全実施しており、勤続年数に応じた給付額優遇制度（付加金制度）も省の基準（15年以上の勤務年数1年につき、0.6%の年金上乘せを行う。）に基づき確立している。

付加的年金制度である企業補充年金については、瀋陽市ではまだ実施企業がなく、個人の商業保険には中央・地方とも行政は関与していない。

5 国有企業（東北医薬工場）でのヒアリング調査

当工場では以前に経営が危なくなり、養老保険と失業保険の納付が滞ったこともあるが、ここ数年は経営が好転し、これまでの滞納分を一括して払った。

中国は社会保障のスタートが遅く、従業員の社会保険に対する意識も低かったが、現在は経済体制改革の強化による将来への不安から社会保障意識も従業員に浸透し、社会保険への関心が高まった。そのため、不正を監視する意味で企業の社会保険料納付に対して従業員の厳しい目が光っている。

(1) 保険料負担

当工場の現役・退職者比率は 1.1 : 1 で市平均 2:1 に比べて退職者比率が高い。従業員数は 5,000 人（レイオフ者を含めると 7,000 人）、これまでの退職者数も 4,500 人となり、年間保険料の負担総額は 2,000 万元前後である。

企業の年金保険料負担としては 1993～1995 年が 18%、96～99 年 21.5%、2000 年からは 23.5%と改革前に比べ上昇しており、特に負担が軽減されたという訳ではない。年金制度は新興企業にとってはメリットが少なく、退職者が多い古くからの企業にはメリットが大きいと言えるが、計画経済時代の企業は生産活動のみを行って売上金を納めさえすれば、退職者への保障は国家が別会計で実施していたので、企業にとって年金は関係のないものであった。これに比べれば現在の企業の負担は明らかに増えている。

市場経済化に伴い、年金保険料を始めとした各種社会保険料の支出が必要となった。年金保険 23.5%、医療保険 8%、労災保険 0.5%、失業保険 2%（それぞれ従業員賃金総額をベースとする）を負担する形となり、企業負担はトータルで見ると重くなっている。

社会保障制度改革の方向性としては正しいが、各種社会保険制度の改革が一度に行われているため企業には厳しい状況である。

(図表 3-5) 賃金に対する個人・企業負担率

保険の種類	個人	企業
養老保険	8%	23.5%
失業保険	1%	2%
医療保険	2%	8%
公傷保険	—	0.8%

◇個人負担分の年金保険料については、自身の給与の 8%を納めればよく、その最高額は瀋陽市社会平均給与 (688 元) の 3 倍 (2,064 元) の 8% (165.12 元) となる。

※公傷保険は日本の「労災保険」にあたる。

企業の保険料算定の基準である「賃金総額」の構成については企業によって異なり、

一概に言うことはできないが、当企業の賃金構成は、職能給、技能給、賞与（毎月）、管理職手当、残業手当、有毒有害手当、学歴手当（技術者）となっている。

当企業は国有企業の中でも収益率の高い優秀な企業であるため、退職者給与レベルも高く、年金給付のために払う保険料負担が重い。例えば現役が少なく（100名）、退職者が多い（1,000名）企業にとっては、その退職者の年金の大部分が社会プールから支出されるので、保険金負担額に比べ社会プールからの補填が多く大変有利な制度だが、現役・退職者比率が1:1.1となっている当社は負担している保険料の割には恩恵が少ない。加えて、当企業は計画経済下で退職した「老人」職員が多く、その年金給付基準も旧体制下の低い給付率であるため、この意味でも支払う保険料の割には恩恵が少ないと言える。

（2）年金保険制度改革による企業負担

現在、当企業においては年金給付の社会化をすでに実現している。年金受給に必要な個人データはすでに社区に送っており、年金は企業を通さずに直接個人口座に入る形になっている。

計画経済下では、企業が従業員のために食堂、病院、幼稚園、学校などの運営を行っていたが、今では学校など教育関係の設備投資、管理運営などを企業で行う必要がなくなり、退職者のケアについても現在徐々に社区に移行しているため、以前に比べコスト的にも事務的にも負担が軽減された。（ただし、医療面では現在の医療保険料とコスト面ではほとんど変わらない）。

しかしその反面、年金、医療、失業等各種社会保険料の負担が大きくなっているのも事実である。

ただ、以前は低賃金、高福祉の企業丸抱えだったが、現在は従業員の福利厚生に関する部分が社会化されて企業の手を離れたため、企業は事業体として経済活動に専念する環境にはなった。また企業の業績が悪くなった場合のことを考えれば、この各種社会保険制度は退職者にとって非常に有益な制度であるので、現在の負担は乗り越えなければならないものだと思う。（東北医薬工場労働給与処 張肅義処長談）

6 遼寧省モデル年金制度改革の成果

①都市部全企業形態（国有企業、三資企業、集団企業、個人自営業者を含めたあらゆる事業形態）の従業員が年金に加入し給付を受けることが可能になった。

②国家・企業・個人三者の共同負担による資金徴収の新システムを確立した。

国家は企業が納付した養老保険料及び企業補充年金拠出金を納税前の支出として非課税扱いとし、社会プール資金の不足により給付必要額が確保できなかった場合にも国家（地方政府を含む）がその不足分を財政により補填する調整機能を担うこととなった（補填比率：中央政府 75%、地方政府（省・市） 25%）。

遼寧省の場合、社会プールは既に中央財政の定額補助を受けているため、更に不足する場合には主に省、市といった地方財政が補助を行う。それでも不足する場合には、

市政府が最終的な責任を負い給付に足る財源を確保することとなるので、省、市では不足する年金額を推計し、予算に計上する。また、各市級社会プールの省レベルでの基金調整制度も確立することができた。

遼寧省は旧工業基地であるため、国は遼寧省に対して他地域に比べ高額な補助金を支給している（具体的な金額は聞き取りできず）。

③個人口座分の積立年金の完全積立性を実現した

個人口座の納付記録、給付記録は全て、各機関（銀行、郵便局、社区等の末端機関）から基金運用機関である省社会保険事業保険管理局へ報告されることとなっており、1997年から2002年までの個人口座積立残高は48億元となっている。以前は個人口座分の保険料を年金支給の財源として社会プール分へ流用していたため、データ管理のみで実際には口座に積み立てられていなかった。この場合は給付時に社会プールから個人口座に満額を返還することとなるが、現在は個人口座を完全に独立させており、社会プールへの流用は一切ない。

④期日どおりに基準額を支給でき、年金給付の遅滞がなくなった。

これは、各級地方財政の補助により資金を確保できたことと、社会保険部門が銀行に委託して直接退職者本人の口座に年金を振り込むことで、給付の社会化を全面的に実現したためである。これによりこれまで問題となっていた、企業が従業員の年金を営業資金にするなどの横領・搾取を防ぐことができ、年金の安定支給が可能となった。

⑤基本年金の正常な調整システムを確立した。

年金は定額制ではなく、国の政策に基づき省クラスの地方政府が地域の実情を勘案し、具体的な保険料率、年金額等を決定している。例えば異なる業種を対象にそれぞれ異なった措置を取るなど、具体的な状況に応じて年金を調整することになる。

沿海地域では、この調整を各省市の独自財政で行うが、遼寧省はその大部分を国家財政に依存しているのが現状である。それでも不足する場合には、地方政府が補填し、最終的な調整を行う。

⑥企業から独立した社会保障システムが確立された。

⑦退職者管理の社会化を徐々に実現しており、退職者の管理を企業からコミュニティへと完全に移管することで、企業負担を減らすと同時に企業活動に専念させることができる。

⑧保険に加入している全ての労働者が、勤務上また個人的な理由で、現在の職場を退職した場合、年金の給付待遇は継続可能であり、一切の影響を受けない。

⑨企業丸抱えの負担ではなくなったため、退職者を多く抱える国有企業なども公平な競争が可能になった。

⑩賦課性から積立制度への移行を実現し、将来の遼寧省の年金支給ピークである20年後に備えて、年金基金を積み立てる体制ができた。

※給付の社会化、企業補充年金制度は遼寧省で試験的に実施したが、他の省でもこれに追随してすでに導入している例がある。

遼寧省モデル年金改革のこれまでを振り返ると、全体的としては退職者の年金が確保されているので、国・企業・個人ともに前向きに捉えている。国は老後保障と年金の確実な受給などによる社会の安定を果たすことができ、企業側、特に国有企業など退職者を多数抱えている企業は、これまでの企業丸抱えの年金制度が大きな負担だったので、政府の財政補助により助かっているようだ。企業の負担保険料率は23.5%と変わらないが、企業の事務面での負担がコミュニティに転化されたため、企業は生産活動に専念できるようになるなど、恩恵を受けていると言える。しかしその反面、退職者が少なく、年金加入によるメリットの少ない新規企業が加入していないケースもあり、現在あらゆる方面で納付の徹底を図っている。

個人においては社会プールからの年金と8%の個人負担などによる個人積立分が毎月本人に支給されるとともに、10年後に個人口座からの給付が終わっても社会プールから同等の年金の給付を受けられることから、老後の備えとして有益であることが労働者の間でも認知されてきている。逆にもっと多くの保険料を掛けて、もっと多くの年金をもらいたいという動きもあるが、まだまだ制度的な問題点も多く、実践の中で今後も改善していく必要あると考える。

また公務員(国家機関・事業単位)は基本的に現在の社会プールには参加しておらず、独自の年金制度となっている。ただし、事業単位によっては市級プールに加入しているところもあるが強制参加ではなく、中央財政が全額補助または一部援助している事業単位については、市級プールに加入させる制度を全省統一で整備する予定である。

農村養老保険は、現在、民政庁から所管が労働・社会保障庁に移っているが、非常に低いレベルの年金制度であり、一部の条件が整っている地域にのみ加入者がいる。農民たちは土地があり、また家族扶養もまだ可能なため、現状では低いレベルの保証に止まっている。

7 遼寧省モデル改革と今後の課題(瀋陽市からヒアリング)

(1) 遼寧省モデル改革の課題

遼寧省モデル改革の課題としては、以下のとおり挙げることができる。

- ①社会プール基金の運用面では、ハイリスクだが運用益の高い株式市場などへの投資が禁止されているなど、実際の運用方法が制限されているため、十分な運用ができていないのが現状である。協議預金の導入により運用益が徐々に上がっているが、中国は金融市場がまだ健全ではないので、社会保険基金の運用を更に進めるには金融市場の健全化が鍵を握っている。
- ②瀋陽市はすでに高齢化社会であり、また国有工業基地であったという過去の負の遺産もあり、基金収支が厳しい状態を短期間では緩和できない。解決策としては(1)市場・雇用の拡大により保険加入者、保険料収入を増やす、(2)多元的に資金を集め、政府による財政投入を増やすことが考えられる。

退職労働者が多く、その平均勤続年数が32年の瀋陽市は、勤続(加入)15年以上

の者の支給額が1年ごとに0.6%ずつ上がっていくという新しい給付付加金制度の恩恵を受けたが、その資金源としては財政投入による補填が中心である。

現制度のままで行くと退職者数のピークまで絶えず財政支出を増やし続ける必要がある。実際、瀋陽市においても中央及び地方政府の財政投入額が近年増加し続けているため、将来的には全体的な現役労働者の比率を増加させ、財政支出を不要にする必要がある。(瀋陽市が発表した「健全な社会保障システムの早期確立に関する研究」によると市財政から年金保険への補填額は累計で13.1億元(2000年)となっている。)

そうすると、個人口座の基金をどのように円滑に運用していくかという部分が鍵となる。運用益がでなければ、給付金の水準を上げるのは難しい。現在、運用方法は国が厳しく規制しており、地方独自の判断で運用方法を決定する権利がないため、リスクを下げつつ効率的に利益を上げる新たな運用方法については国がいろいろと模索し、法令などにより制定していくこととなるだろう。

年金制度加入者のうち定年が近づく40代後半の世代は、年金を納めていれば、個人口座分の支給終了後も同水準の年金が支給されるため、年金加入に非常に積極的であり、保険加入促進の意味でも社会プール及び個人口座積立分の基金をいかに運用して利益を上げるかという事がより重要となってくる。

これまでは、計画経済下の国有企業関係を中心に年金改革を進めてきたが、今後は個人を含めたあらゆる人を対象とした保険制度を確立し、いかにして若年層を早いうちに年金制度に取り込むかなど、現役層を増やすことを重点政策として進めて行く。現職従業員の保険加入者を増やすことで、年金基金の増加を図っていきたいが、遼寧省、特に瀋陽市は退職者が現役労働者とほぼ同数のため、仮にカバー率を高めたとしても、やはり資金不足は深刻であり、当面、政府(中央・地方)による財政補填が必要であろう。

(2) 遼寧省モデル改革の普遍性

現在遼寧省で実施されている年金改革が全国にモデルケースとして普及できるものかどうかと言う点では何とも言えないが、瀋陽市は新たな年金制度の確立が遅れたことから長い間年金の積立が全くなかった特殊な状況だったので、少なくとも瀋陽市の問題の改善することができたと思う。しかし、遼寧省も瀋陽市も中央政府からかなりの補填を受けているため、他の同様の問題を抱える都市に応用した場合には国家財政自体が持たないのではないかと思う。(瀋陽市労働・社会保障局 金凡副処長談)

(図表 3-6) ヒアリング調査を行った3都市(長沙市、深圳市、瀋陽市)の年金制度比較表

項目	長沙市(湖南省)	深圳市(広東省)	瀋陽市(遼寧省)
年金保険加入者数	40万人(2002年)	230万人(2002年) ※うち都市戸籍保持者60万人	137.1万人(2001年)
企業加入率	国有企業、香港・マカオ・台湾系企業100% 個人経営企業70%	国有企業、香港・マカオ・台湾系企業100% 個人経営企業70%	国有企業、香港・マカオ・台湾系企業100% (個人は聴取できず)
年金受給者数	16万人(2002年)	4万人(2002年)	63.9万人(2001年)
年金保険料率(全体)	28%	13%	31.5%
企業納付分	賃金総額の20%(社会プール:17%、個人口座:3%)	賃金総額の8%(社会プール:2%、個人口座:6%)	賃金総額の23.5%(全額社会プール資金として使用)
個人納付分	本人給与の8%	本人給与の5%	本人給与の8%
年金受給条件	男性:60歳以上、女性:50歳以上(幹部55歳以上) 新人:15年納付、中人:10年納付		
年金の代替率(現役時給与を100とする)	平均83% (社会プール分、個人口座分の合計)	平均83% (社会プール分、個人口座分の合計)	平均85% (社会プール分、個人口座分の合計)
社会プール基金の運用方法	銀行預金(利子) 国債購入	銀行預金(利子) 国債購入	銀行預金(協議預金) 国債購入
企業補充年金	一部企業で実施	参加者:3.5万人	実施企業なし
徴収・給付の社会化	徴収:銀行振込、税務局、 工商局、運輸部門 給付:銀行・郵便局口座への振込	徴収:銀行振込 給付:銀行振込	徴収:銀行振込 給付:銀行・郵便局口座への振込又は コミュニティでの直接給付
公務員の年金制度	都市部職工年金制度に加入(職場32%、個人4%)	機関・事業単位社会保障制度を実施(職場13%、個人6%)	都市部年金制度とは別の枠組みで実施
農村戸籍を持つ都市労働者の年金	国有企業等の単位に所属する場合には加入可能だが、個人の場合は不可。	個人口座のみの積立	年金給付条件に満たせば、都市戸籍所持者と同等の給付を受けられる。
保険料未納・滞納にかかる措置	滞納の場合:1日につき保険料額の0.2%の延滞金を請求。 それでも改善のない場合は強制執行。		
生存確認の方法	郵送による書類確認又は コミュニティ職員による直接訪問	死亡申告制度、支給機関認定(年1回出頭)、戸籍抹消認定、指紋認定など	死亡申告制度、検挙摘発制度、コミュニティによる確認認定、支給機関認定、戸籍抹消認定、指紋認定など
地域間社会プール調整制度	各市の社会プールから0.5%を省調整制度に拠出	3%~5%の間で各市が省調整制度に拠出(深圳は最高の5%)	各市政府から社会プールの5%を四半期毎に調整制度へ拠出
その他政策	①過渡的調整手当として1月当たり110元を支給	①地方補充年金:年金支給時に住宅補助、臨時生活手当を支給する。 (企業が給与総額1%相当を負担して積立) ②定年退職者の医療保険保険料として給与の12%を社会プールから拠出	①給付付加金:15年以上の加入年数1年につき市平均給与の0.6%を基礎年金に上乗せ。 ②調整手当:地域の物価指数などにに基づき、生活補助金を追加支給(財源:社会プール)

※各都市担当者からの聴き取り結果に基づき作成。

第4章 中国の年金制度改革の展望

前章までは中国年金制度の仕組みなどについて見てきたが、ここでは各年金制度の問題点及び今後の動向を以下のとおり整理してみたい。

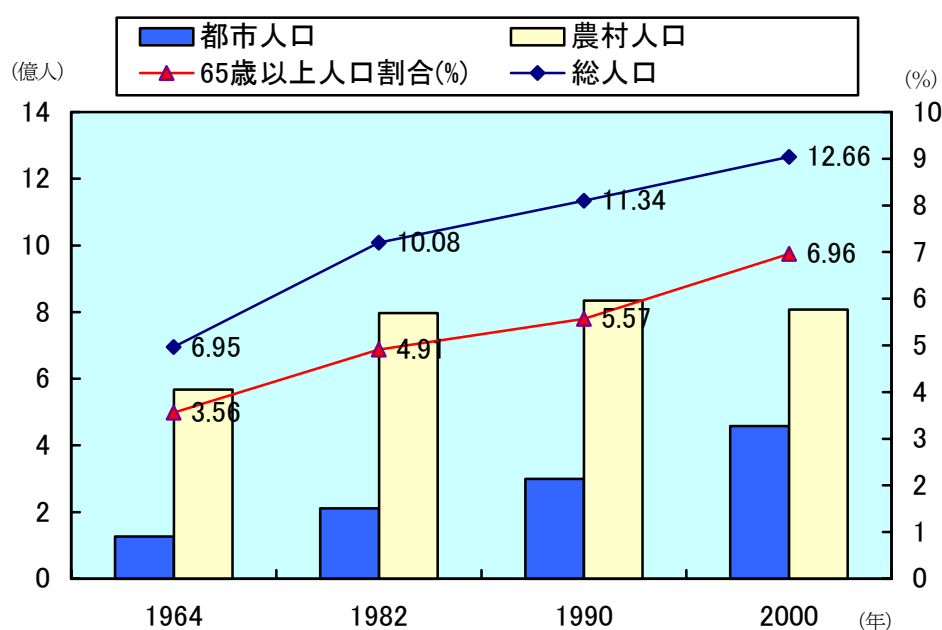
第1節 職工養老保険制度の問題点及び課題

1 人口高齢化による高齢者の増加

これまでの全国人口統計調査の結果は図表 4-1 のとおりだが、中国の総人口は13億人へと着実に近づいており、今後もしばらくは増加していくと予想される。

また、農村人口が減少傾向にあるのに対して、都市人口は増えつづけてはいるが、農村部よりも都市部の方が一人っ子政策を厳格に実施しており、都市部における高齢化は農村部を上回る勢いで進んでいる。そのため必然的に都市部退職者の年金制度へ大きな影響をもたらすことになる。現在も企業、個人は大変重い保険料負担を強いられており、これ以上の負担増は困難であるため、結局は国家財政の支出が増えつづけることになる恐れがある。

(図表 4-1) 全国人口統計調査に見る総人口と都市・農村部人口、65歳以上人口の推移



出典：中国統計年鑑 2002（中国統計出版社）より作成

2 法体系の未整備

中国においては、多くの法律、条例名に「暫定」又は「試行」といった言葉が使われている。今までに紹介した法律、条例に関しても同様に、例えば、「社会保険料徴収の暫定条例」、「県級農村社会養老保険の基本法案（試行）」などがある。

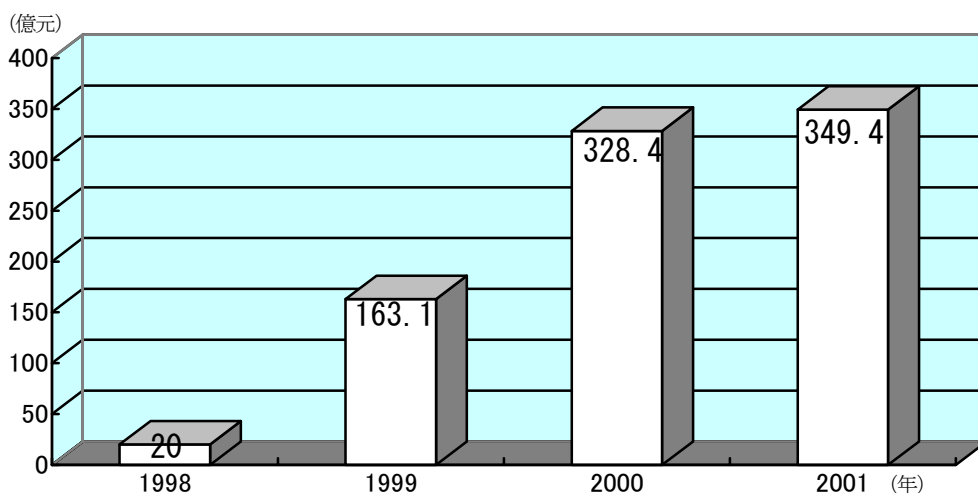
これは、中国の多様な民族構成、地域による経済水準の違いなどにより、個別に見ると例外とせざるを得ない事項がきわめて多く、基準などを全国統一した体系的な法整備が行えないことも一因となっている。

しかし、結果的に法体系が複雑化し、現在有効な法律、条例などが正確に把握できないため誤解、誤用などが生じやすく、法律の周知も難しくなるなどの問題が出ている。また同一事務に対して複数の法律がそれぞれ別の官庁に権限を与えるなどの現象も起きており、事務の非効率化などが指摘されている。これは必ずしも年金制度に限ったことではないが、中国の法律・条例は現段階ではまだ体系的に整備されているとは言えないため、年金事務の管理、監督を統一的に実施することが困難となっている。

3 社会保障基金の積立不足

年金保険に加入している企業が経営不振に陥った場合には、納付すべき年金保険料を滞納するか未払いとなってしまう。一方でその企業からの退職者に対する年金の支給を止めるわけにはいかないため、社会プールからの持ち出し額のみが膨らみ、基金の取り崩しが進んでしまう結果となる。これまでこういったケースが積み重なっているほか、個人口座積立分からの流用による多額の隠れ債務の増加など基金の管理水準が低いため、基金不足は深刻な状態に陥っている。1999 年末までの年金未給付額が 146 億元に上ったため、中央政府ではこれを解消するために多額の財政支援を行うことを決定し、2000 年には 328.4 億元、2001 年には 349.4 億元を支出するなど合計で 860.9 億元の補填を中央財政から行っている。

(図表 4-2) 年金保険への中央財政の補填額



出典：中国労働・社会保障年鑑 2002（中国労働社会保障出版）

4 個人年金口座からの流用

個人年金口座における個人積立分は、基本給の 8% が給料から天引きされ、企業負担の 3% と合わせて個人口座へと積み立てられている。しかし、地域によっては、企業負

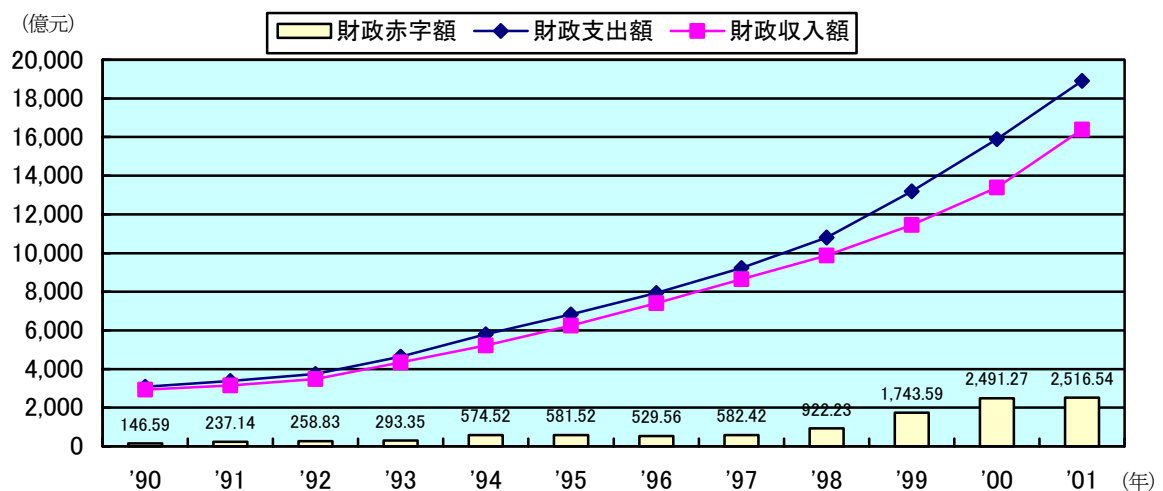
担分から繰り入れる積立部分 3%については、帳簿上記入されているだけで、実際に年金が支給されるときに基本養老保険基金から補填される方法を取ることが頻繁に行われていたようである。また、以前の遼寧省のように、個人負担分でさえも帳簿上のデータのみ残して、実際には社会プールからの基本年金の財源に充てられている例が相当あったようである。

これらの流用は「老人」「中人」など旧制度時代の退職者に対して支払う年金を確保するために、その場しのぎで実施されたもので、結果として、帳簿上のみ預金が計上されているが、実際には口座に入金がない口座である「空口座」を生み出した。

個人年金口座は、年金にのみ用いられ、事前に各労働者が預金を引き出すことができないため、表面上の問題はあまり無いが、基本養老保険基金の積立不足と絡んで、将来的に各退職者に年金を支給する場合に必要な資金が不足するのではないかと、加入者に不安を持たれている。

実際に不足した場合、最終的には政府が財政支援することと定められているが、中央政府の財政も、2001年度の額で、財政収入 1 兆 6386 億元、財政支出は 1 兆 8903 億元と、2517 億元もの赤字となっている上、こうした赤字幅が 1990 年以降一貫して拡大傾向にあるため、加入者の不安を打ち消しにくくなっているのが現状である。

(図表 4-3) 国家財政収支額とその赤字額の推移



出典：中国統計年鑑 2002（中国統計出版社）より作成

※ただし 2000 年以降の支出額は国内外の債務返済額を含む。

5 社会プール基金の運用

社会プール基金の運用については、少なくとも物価上昇率、賃金上昇率を上回る運用成果を上げることが望ましい。

しかし、その運用方法が現在のように銀行預金、国債等に限定されているため、低リスクである代わりに大きなリターンは見こめない。実際には、企業への直接投資を行っている地方もあるようだが、この方法は運用益も大きい反面リスクも高いため、中央政

府により禁止されている。

1990年から1999年までの中国における貸金伸び率は16.32%であったが、銀行の利率（1年定期預金利率）は8.16%、国債の利回りも10.16%に留まっている。つまり、順調に基金を運用していても、貸金の伸び率を下回る運用しかできないのであれば、退職時における貸金と社会プール及び個人口座からの年金額との差が大きくなり、退職前と退職後で生活水準の大幅な変更を余儀なくされてしまう。

加えて、中国国内の金融市場はまだ発展途上であり、様々な形での不正な操作が横行していると言われている。こうした状況の中、リスク管理のできる資金運用体制を、各地方の社会保障機関がどれほど整備できたのかは不明である。

また、基本養老保険は退職前の給料の6割程度を代替することを目標として制度を構築したようであるが、運用方法を改善するか、政府の財政支援なしではこの目標の実現は困難だと思われる。

6 平均余命との関係

この制度では、個人年金口座の個人積立金を120ヶ月で割り、10年間支給した後、養老保険基金から同額を終身で支出して行くことになる。すなわち、退職者の平均余命を10年と想定しているが、実際には2000年の段階で、男性労働者が12.28年、女性幹部14.72年、女性労働者16.49年となっている。その結果、養老保険基金はこうした面でも支払いを行わなければならない、基金の収支を圧迫することになる。

7 地域間格差の是正

現在の中国は主に経済政策面で地方政府への権限移譲が進み、経済発展とともに地方政府の発言権が大きくなっている。そのため経済的な実力もあり、退職者数も少ない沿岸地域の地方政府は、他地域の年金負担を肩代わりすることを嫌っており、政府が最終的に目指している国家レベルでの社会プールはおろか、省級での社会プールも構築できていない。一方で保障内容の地域間格差を是正するために実施された遼寧省でのモデル改革も、一時的な基金不足を補うことはできるが、国家財政への依存度が依然として高く、他地域にも適用した場合には国家財政が破綻する危険性がある。

改革開放当時、故鄧小平元国家主席は沿海部が先に経済的な実力を付け、その後内陸地域の発展を支援するという「先富論」を提唱したが、社会保障分野でもこれが不可欠であると言える。現在の沿海地域新興都市の経済的な発展は国策による重点的な支援を受けたものであり、社会保障の面でもその利益の再配分を行うことが重要である。特に国営企業やその退職者は以前の中国の発展を支えた功労者であり、全国民を挙げて老後を保障する必要がある。年金負担の地域間格差は国家レベルの社会プールを実現して利益の再配分を行うことで是正し、均衡ある社会保障制度の発展を目指すことが中国の各方面の発展にもプラスになるとと思われる。

第2節 幹部養老保険制度の問題点

中国において幹部と呼ばれる国家公務員をはじめとする公的分野の職員は様々な分野で優遇されており、年金制度もその例外ではない。しかし、そうした優遇措置を受けている幹部も所属する単位によっては、経営難、財政状況の悪化に伴い、年金の支払い遅滞が発生した。そこで、①業績の良い単位は、前項の基本養老保険基金に組みこみ、②支払能力のない単位には、中央政府が補助金を出すことで一応の解決を見た。

しかし、職工養老保険制度と同様の課題に加え、幹部が負担する保険料は少なく、単位が手厚く面倒をみる現制度に対して、一般の労働者がどの程度の格差まで容認するのかという問題についてははっきりとした対策が出ていない。

第3節 農村社会年金制度の問題点

農村年金制度は1割近い農民によりやく普及し始めたところだが、制度上の問題点が以下のとおりいくつか指摘されている。

まず、この年金制度は実質的に個人積立貯蓄と大差がない。多くの地域では、集団補助を行えるほど利潤のある郷鎮企業が無く、農民集団にも蓄積が無い場合は、保険料については個人が全額納付するとの規定を設けたからである。

このような規定を設ける理由は、実際には集団補助が行えないからであり、政府からの財政支援の規定もない以上、個人年金口座には、加入者個人が積み立てた保険料しか入金されないため、結果的に個人積立貯蓄となってしまう。

また、他からの財政支援が無い以上、その結果、その日の生活にも事欠く貧しい農民は保険料を積み立てることもできず、この制度の恩恵にあずかることもできない。

そして、保険料であるが、遡って納付が可能とは言え、多くの農民は最低ランクの2元を選んで納付している。山東省平陰県が試算した保険料の納付と給付の関係を見ると毎月2元の保険料を10年間納めた場合、10年後から毎月4.7元が支給され、15年後から5年間は資金運用による増額により毎月9.9元の年金が支給される。同様に毎月4元であれば、10年後に毎月9.4元、15年後からは毎月20元になるとしている。ただし、これは年金を管理する経費の増大、預金金利の動向等によって変化するため、額が確定しているわけではなく、実際の給付額も試算を下回っているようである。しかし、保険料が低く、特に60歳近い高齢者には保険料納付時間が短いため、給付される年金水準が低いことは否めない。

こうしたことから必ずしも貧しい農民の老後を年金制度に頼らせる必要はなく、貧困者に対する最低生活保障を行う社会救済制度を充実すれば良いとも言える。しかし中国においては、農村部の貧困層が膨大な数に達している。2003年3月に国務院総理に選ばれた温家宝総理も、2003年3月18日の会見で、「中国における農村の貧困者は、現在年収625元以下を基準として、3000万人前後いるが、この基準は低く、年収の最低ラインを200元上げれば、9000万人になる」と述べたほどである。

こうした多数の貧困層を抱えた農村の苦しい経済状態が根底にある限り、現行の都市と農村に二分された経済環境では、一部の恵まれた地区を除く農村が経済的に浮上することは容易ではないと考えられる。特に、中国の西部地域は広大であり、人口密度も少

ない、また教育を受けた人材も沿海部に比べ少ない等の問題を抱えている。農村では一層状況は深刻であると考えられる。

そのため、中国政府としても発展の遅れた西部地域に資金を投入して、開発を進めようとする「西部大開発」政策を推進している。

こうした政策が効果を発揮したならば、農村の貧困という問題の解決の素地になるだろう。

<参考資料一覧>

1 書籍類

書籍名	著者	発行元	発行年
現代中国社会保障論	張 紀濤	株式会社創成社	2001
中国の高齢者社会保障 —制度と文化の行方	王 文亮	白帝社	2001
21世紀に向けた中国の社会保障	王 文亮	日本僑報社	2001
現代用語の基礎知識		株式会社自由国民社	2002
2時間でわかる図解 中国のしくみ	稲垣 清	(株)中経出版	1997
現行中華人民共和国六法	中国総合研究所・編集 委員会 編	(株)ぎょうせい	1987
現代中国の人口問題と社会変動	若林敬子	新曜社	1996
中国の人口変動	李仲生	日本僑報社	2002
中国社会保障改革の衝撃	大塚正修	勁草書房	2002
中国の経済	賀耀敏・大西健夫 編	早稲田大学出版部	2002
中国の社会	鄭杭生・奥島孝康 編	早稲田大学出版部	2002
現代中国の階層変動	岡田茂人	中央大学出版部	2001
中国の地域間所得格差—産業構 造・人口・教育からの分析	林燕平	日本経済評論社	2001
中国統計年鑑 2002	中華人民共和国国家 統計局 編	中国統計出版社	2002
中国の改革開放と社会保障	劉曉梅	汐文社	2002
岩波現代中国辞典	天児慧、石原享一、朱 建栄、辻康吾ほか編	岩波書店	1999
湖南統計年鑑 2000	湖南省統計局 編	中国統計出版社	2000
広東統計年鑑 2000	広東省統計局 編	中国統計出版社	2000
中国労働和社会保障年鑑 2002	中国労働和社会保障 部	中国労働社会保障出版社	2002
日本の統計 2001年版	総務省統計局 編		2001
都市の少子高齢化と高齢化社会対 策シリーズ 1	東アジア地域高齢化 問題研究委員会 編	社団法人エイジング総合研 究センター	1998
中国国有企業改革のゆくえ—労 働・社会保障システムの変容と企業 組織—	日本労働研究機構研 究所 編	日本労働研究機構	2001
遼寧統計年鑑 2000	遼寧省統計局編	中国統計出版社	2000
中国年鑑 2002	中国研究所編	創土社	2002

2 インターネット

ホームページ名	アドレス
中国社会保障制度改革の基本的考え方	http://www.dajun.com.cn/shebaolutan.htm
遼寧省人民政府「社会保障システム完備にかか る業務方法に関する通知」	http://www.ln.gov.cn/zwxz/zhuanti/
瀋陽市統計信息网	http://www.sysinet.gov.cn
新華網「遼寧省社会保険テストケース」	http://www.xinhua.org/

あとがき

今回のレポートのため、各種資料による調査を行ない、加えて、いくつかの都市を訪問した際、社会保障機関の年金制度担当部局においてヒアリング調査を実施した。

今回紹介した中国の年金制度は、各国の年金制度を研究するとともに地域間経済格差の激しい国情を考慮した上で1997年前後に一応固まったもので、「社会プール」と「個人口座」を連動させた世界的にも新しい方式を採用している。

そうした若い制度であるがゆえに、依然として各地で年金に関する制度の改定、関連規定の整備が進められており、現在も試行錯誤を繰り返している。中国の広さと多様性がこうした面にも反映されているが、その多様さゆえに均衡ある社会保障の整備を進めていくには大変な困難が予想される。都市部の年金制度でさえも地域間格差が広がり、内陸地域などでは企業や個人が年金負担に苦しんでいる。加えて政府の財政支出が増大していることなどを考えると十分に機能しているとは言えない。まして人口の3分の2を抱える農村部では一部地域で年金制度が試行されているものの、その保障内容も十分なものとは言えず、ほとんど制度的な老後保障がない状態にある。

中国は改革開放政策の実施以降、計画経済時の諸制度を改めるべく様々な機構、制度の改革を行ってきた。年金制度も本格的な導入から10年も経っておらず、制度的に未熟な面も多い。さらに年金制度自体、日本でも未加入者の増大が問題となるなど運営面で難しい面が多いことから、問題の解決にはさらに時間と経験が必要である。

日中双方で出版されている様々な資料を使用して作成した今回のレポートであるが、出版された時期が2000年頃のものが多く、実際にケーススタディとして調査に行った都市で得たデータは、そうしたものとは若干異なっていた。一例としては、社会保障に関する本人の身分証明書として作成されているICカードである。訪問した都市の中では深圳市が既に実施していたが、このICカードには、表面には顔写真、名前、身分証番号などが掲載されているほか、ICカードの大きな記憶容量を生かして、各人から採取した指紋情報まで登録され、本人確認に使用されていた点が興味深かった。

変化の激しい中国であるため、数年もすれば年金制度についても大きく変化しているかもしれないが、本レポートでは、変化し続ける中国の現時点での一断面を切り取ることができたと考える。

一方で、資料的、時間的な制約から割愛せざるを得ない点も多々あった。特に幹部と農村部を対象とする年金制度の現状について十分に紹介し切れなかったことは残念であった。

最後に、調査に協力頂いた中国、日本の方々についてお礼を申し上げることでこのレポートを終えることとしたい。

【執筆者】 北京事務所所長補佐 宇都宮桂（第2章～第3章第2節、第4章）
北京事務所所長補佐 森田雅典（第1章、第3章第3節）
北京事務所調査員 金丹実（全体サポート）